



# 子の看護休暇の拡大を求めています 法改正にご協力を お願いできないでしょうか

こうなったら  
いいな  
と思うこと

1. 看護休暇として、未就学児までを小学校卒業までにしてください。
2. 年に「1人目5日まで、2人目以降、10日まで」を  
対象の子ども1人につき10日までとしてください。
3. 子の看護休暇制度を、有給としてください。

## 【私たちの想い】

夜、いつものように元気だった子が、突然、熱を出す。幼児期はもちろん小学生になっても、そんな日が時々訪れる。真っ先に考えるのは「仕事どうする?!」我が子の心配より仕事の心配をしてしまうのは親失格だろうかと思われつつ、それでも明日の仕事内容を考え出す。駄目だ、とても休めない!結局、実家に頼ることになり、そんな日を何度も経験してきた。一人では、とても働けない。それが現実だった。

しかし、世の中、頼れる実家が近くにあるとは限らない。たとえ近くでも、いろんな事情で孫の世話ができない祖父母はいるし、看護を頼めない親子関係だってある。結果としてだれかに負担がのしかかってくる。その結果、仕事を辞めざるを得ない女性もいるし、子どもが小さいうちは就労をためらう女性も多にいる。子どもが病気の時に看護できることを、もっと後押しする制度は作れないのか?女性だけでなく、男性でも、看護休暇を取りやすく出来ないのか?そんな親たちの切実な想いを法制度につなげてほしい。そう思って、私たちは活動しています。

現在、法律では未就学児は5日までは看護休暇は認められていますが、兄弟が何人であっても上限が10日しかありません。しかし冒頭に書いたように小学生だって突然発熱することは起きます。また現在、看護休暇は法律上、有給の規定はなく、年次有給休暇を優先的に使うことが多いです。しかし、男性も女性も安心して看護休暇を取ることが出来るためにも、有給であることが欠かせません。有給という保障があることで、経済的な心配をせず、子の看護に専念できます。子どもが病気の時、我が子の傍にいられたら。それは「我がまま」でも「贅沢」でもなく、子どもが病気の時に親が安心して休めることは、子どもたちのよりよい環境にもつながると私たちは考えています。子どもの権利条約『生命、生存および発達に対する権利』として、本来保障されるべき権利だといえます。そんな当たり前のことを実現していく一歩に。誰もが子育てしながら安心して働くことが出来る、そんな社会になるための一歩にお力添えをお願いいたします。

1分紹介動画  
(RICEメディア)



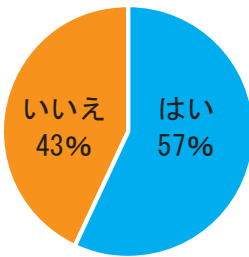
オンライン署名  
(change.org)



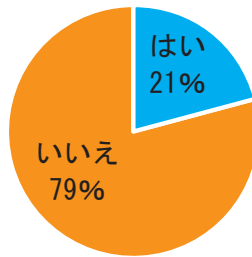
## アンケート をしました

この制度改正に向けた運動のためにアンケートを行い、118人の方に回答いただきました。回答者の半数が「子の看護休暇を知らない」と回答し、使ったことがない方の1番の理由は「制度を知らなかった」でした。自由記載では「職場の理解がない」という声も多数寄せられました。子の看護休暇の日数については、10日間（上限まで）使う方が最も多く、現状の日数に「不満」「やや不満」な方は合わせて65%となっており、「満足」「やや満足」より大幅に多いです。子の看護休暇の対象外である小学生以上のお子さんが体調不良の際は、有給休暇で対応したり欠勤したりしている方が多く、自由記載の中にも「有給を使い果たして欠勤している」と書かれる方も数名いました。以上のことから、まず子の看護休暇という制度を広く知ってもらう必要性を感じました。そして、子の看護休暇を、①小学校卒業まで利用可能にすること、②対象の子ども1人につき10日までにする、③有給にすることという請願項目が実現することで、子どもを持ちながら働きやすい社会への一助になると思います。

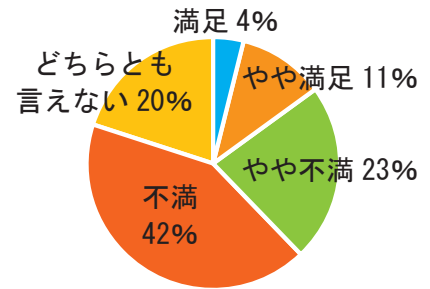
「子の看護休暇」制度を知っていますか？



「子の看護休暇」制度を利用したことがありますか？

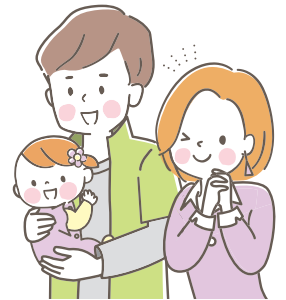


現在の取得可能日数はどう思いますか？



## 世界の 看護休暇

【フランス】子の病気等のための休暇、親付添休暇〔子の病気等のための休暇〕16歳未満の子につき年間最長3日（子が1歳未満の場合または16歳未満の3人以上の子を扶養する場合、年間最長5日）。〔親付添休暇〕家族給付の受給要件を満たす子が、疾病、身体障害、事故による重傷によって、付添・看護を必要とする時、労働者は、デクレに定めた期間（現在は最長3年）の休暇を取得することができる。親付添休暇の年間の日数は最長310労働日であり、分割されない。〔子の病気等のための休暇〕無給。〔親付添休暇〕親付添給付が最長310労働日の間支給されるが、このためには社会保障法典L.544-2が規定する医師の証明が必要。



【アメリカ】FMLA 休暇、家族・医療関連の理由による休暇を、年間最大12週間取得可能。取得事由①傷病休暇、②出産休暇、③育児休暇（出生から1年以内）、④看護・介護休暇（配偶者、18歳未満の子、親）。無給。

【韓国】家族看護休暇制度（子のための特別条項はない）。年間90日まで。無給。

【スウェーデン】12歳未満の子1人につき年間120日（ただし後半60日は病状に関する要件あり）所得の約80%が支給される、1時間単位で取得可。

【イギリス】家族・被扶養者のための休暇（タイムオフ）・家族・被扶養者の病気や事故など、突発的な必要が生じた場合に、合理的に必要と認められる期間（法律上の期間制限なし）の休暇取得が可能。雇用されていることが要件。無給。

【ドイツ】看護休暇、12歳未満の子1人につき、1年で最大10日、1人の親につき1年で計25日を超えてはならない、健康保険から疾病手当が支給される。

